

共同漁業権

第1 共同漁業権の内容となる事項

※括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

(その1)

1 公示番号

京共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び京共基1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基1号 京都府、福井県境界

京共基2号 舞鶴市字田井、字成生境界

(北緯35度34.32分、東経135度26.99分)

ア 京共基3号から真方位139度31分 470メートルの点

(北緯35度34.45分、東経135度27.23分)

イ 京共基4号から真方位147度03分 897メートルの点

(北緯35度34.66分、東経135度27.68分)

ウ 京共基4号から真方位93度54分 1,414メートルの点

(北緯35度35.01分、東経135度28.30分)

エ 京共基5号から真方位67度35分 515メートルの点

(北緯35度35.60分、東経135度28.15分)

オ 京共基6号から真方位80度55分 709メートルの点

(北緯35度36.28分、東経135度28.23分)

カ 京共基6号から真方位27度49分 1,248メートルの点

(北緯35度36.82分、東経135度28.15分)

キ 京共基7号から真方位353度15分 1,000メートルの点

(北緯35度36.88分、東経135度28.61分)

ク 京共基7号から真方位83度15分 1,500メートルの点

(北緯35度36.44分、東経135度29.68分)

ケ 京共基1号から真方位23度20分 1,200メートルの点

(北緯35度34.05分、東経135度29.53分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
えごのり漁業	2月1日から10月31日まで		
いぎす漁業	5月1日から8月31日まで		
あかもく漁業	1月1日から12月31日まで		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	えび・かに刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業	1月1日から8月31日まで	
	かわはぎのせ網漁業	7月1日から11月30日まで	

3 関係地区

舞鶴市字田井

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第1号）

5 条件

なし

(その2)

1 公示番号
京共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基2号 舞鶴市字田井、字成生境界

(北緯35度34.32分、東経135度26.99分)

京共基6号 舞鶴市字成生、字野原境界

(北緯35度36.22分、東経135度27.76分)

ア 京共基3号から真方位139度31分 470メートルの点

(北緯35度34.45分、東経135度27.23分)

イ 京共基4号から真方位147度03分 897メートルの点

(北緯35度34.66分、東経135度27.68分)

ウ 京共基4号から真方位93度54分 1,414メートルの点

(北緯35度35.01分、東経135度28.30分)

エ 京共基5号から真方位67度35分 515メートルの点

(北緯35度36.60分、東経135度28.15分)

オ 京共基6号から真方位80度55分 709メートルの点

(北緯35度36.28分、東経135度28.23分)

カ 京共基6号から真方位27度49分 1,248メートルの点

(北緯35度36.82分、東経135度28.15分)

キ 京共基6号から真方位353度15分 1,000メートルの点

(北緯35度36.76分、東経135度27.68分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめのて漁業	
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	えごのり漁業	2月1日から10月31日まで
	いぎす漁業	4月1日から8月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	かわはぎのせ網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区
舞鶴市字成生

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第2号）

5 条件
なし

(その3)

1 公示番号
京共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置
舞鶴市宇野原の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基8号、ア、イ、ウ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基6号 舞鶴市宇成生、宇野原境界
(北緯35度36.22分、東経135度27.76分)

京共基8号 舞鶴市宇野原、宇小橋境界
(北緯35度34.20分、東経135度24.78分)

ア 京共基8号から真方位345度45分1,000メートルの点
(北緯35度34.72分、東経135度24.61分)

イ 京共基9号から真方位313度15分1,000メートルの点
(北緯35度35.39分、東経135度24.86分)

ウ 京共基6号から真方位353度15分1,000メートルの点
(北緯35度36.76分、東経135度27.68分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめのて漁業	
わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	7月1日から11月30日まで

3 関係地区
舞鶴市字野原

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第3号）

5 条件
なし

(その4)

1 公示番号
京共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字小橋の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基10号、ア、イ、ウ及び京共基8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基8号 舞鶴市字野原、字小橋境界

(北緯35度34.20分、東経135度24.78分)

京共基10号 舞鶴市字小橋、字三浜境界

(北緯35度33.62分、東経135度23.94分)

ア 京共基10号から真方位325度15分 450メートルの点

(北緯35度33.82分、東経135度23.77分)

イ 京共基11号から真方位325度15分 610メートルの点

(北緯35度34.27分、東経135度23.62分)

ウ 京共基8号から真方位345度45分 1,000メートルの点

(北緯35度34.72分、東経135度24.61分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	かめのて漁業	
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区
舞鶴市字小橋

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第4号）

5 条件
なし

(その5)

1 公示番号
京共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字三浜の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ及び京共基10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基10号 舞鶴市字小橋、字三浜境界

(北緯35度33.62分、東経135度23.94分)

京共基13号 舞鶴市字三浜、字瀬崎境界

(北緯35度32.91分、東経135度21.38分)

ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点

(北緯35度33.34分、東経135度20.98分)

イ 京共基12号から真方位346度15分1,000メートルの点

(北緯35度34.25分、東経135度22.67分)

ウ 京共基10号から真方位336度05分1,000メートルの点

(北緯35度34.12分、東経135度23.67分)

エ 京共基10号から真方位325度15分450メートルの点

(北緯35度33.82分、東経135度23.77分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	かめのて漁業	
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区
舞鶴市字三浜

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第5号）

5 条件
なし

(その6)

1 公示番号
京共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字小橋の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 京共基14号から真方位188度15分230メートルの点
(北緯35度34.26分、東経135度23.60分)

イ 京共基15号から真方位277度45分260メートルの点
(北緯35度34.77分、東経135度23.19分)

ウ 京共基16号から真方位308度15分180メートルの点
(北緯35度34.90分、東経135度23.26分)

エ 京共基16号から真方位358度15分260メートルの点
(北緯35度34.98分、東経135度23.35分)

オ 京共基17号から真方位77度15分180メートルの点
(北緯35度34.60分、東経135度23.88分)

カ 京共基14号から真方位122度15分200メートルの点
(北緯35度34.33分、東経135度23.73分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	かめのて漁業	
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 あなご筒漁業 かわはぎのせ網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

舞鶴市字小橋、字三浜

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第6号）

5 条件

なし

(その7)

1 公示番号
京共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字野原、字小橋、字三浜(冠島)の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

ア 京共基18号から真方位147度15分1,000メートルの点
(北緯35度40.12分、東経135度25.77分)

イ 京共基18号から真方位246度15分1,000メートルの点
(北緯35度40.36分、東経135度24.80分)

ウ 京共基19号から真方位327度15分1,000メートルの点
(北緯35度43.31分、東経135度25.89分)

エ 京共基19号から真方位68度15分1,000メートルの点
(北緯35度43.06分、東経135度26.87分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		1月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
第二種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで	
	むかでのり漁業		
	雑魚小型定置漁業		
	いそうお刺網漁業		
えび・かに刺網漁業			
いそうおかごなわ漁業 かわはぎのせ網漁業			

3 関係地区

舞鶴市字野原、字小橋、字三浜

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第7号）

5 条件

なし

(その8)

1 公示番号
京共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字瀬崎、字西神崎及び字東神崎の地先並びに舞鶴湾

(2) 漁場の区域

次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ、オ、補助点F及び京共基23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点K、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、さ及びカの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、し、す、せ及びその各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにた、ち、つ、て、と、な、に、ぬ、ね及びのの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基13号 舞鶴市字三浜、字瀬崎境界

(北緯35度32.91分、東経135度21.38分)

京共基23号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯35度30.90分、東経135度17.49分)

補助点F 京共基23号から真方位287度02分57メートルの点

(北緯35度30.90分、東経135度17.46分)

ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点

(北緯35度33.34分、東経135度20.98分)

イ 京共基20号から真方位321度15分1,000メートルの点

(北緯35度33.53分、東経135度20.21分)

ウ 京共基21号から真方位283度15分1,000メートルの点

(北緯35度32.76分、東経135度19.70分)

エ 京共基22号から真方位13度45分1,000メートルの点

(北緯35度32.08分、東経135度19.57分)

オ 補助点Fから真方位18度15分2,500メートルの点

(北緯35度32.19分、東経135度17.98分)

基点G 舞鶴市字喜多第4埠頭東北端

カ Gから真方位351度45分880メートルの点

キ Gから真方位4度45分348メートルの点

ク Gから真方位306度45分410メートルの点

基点H 舞鶴市字赤野黒田橋南東基部

ケ Hから真方位193度15分976メートルの点

コ Hから真方位200度15分980メートルの点

サ Hから真方位 269 度 45 分 110 メートルの点
基点 I 舞鶴市字大君小字砥石崎大君貯木場防波堤南東端
基点 J 舞鶴市字大君小字砥石崎大君貯木場防波堤北東端
シ I から真方位 183 度 15 分 5 メートルの点
ス J から真方位 278 度 15 分 9 メートルの点
セ J から真方位 329 度 45 分 13 メートルの点
ソ I から IJ 見通線を基線として 42 度 30 分の線と J から JI 見通線を基線として
263 度 45 分の線との交点
タ I から IJ 見通線を基線として 93 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として
316 度 00 分の線との交点
チ I から IJ 見通線を基線として 93 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として
315 度 00 分の線との交点
ツ I から IJ 見通線を基線として 118 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として
326 度 15 分の線との交点
テ I から IJ 見通線を基線として 136 度 15 分の線と J から JI 見通線を基線として
334 度 45 分の線との交点
ト I から IJ 見通線を基線として 143 度 30 分の線と J から JI 見通線を基線として
339 度 30 分の線との交点
ナ J から真方位 176 度 10 分 234 メートルの点
ニ J から真方位 180 度 10 分 222 メートルの点
基点 K 舞鶴市字松陰第 2 埠頭第 3 号岸壁南端から岸壁沿い北方 185 メートルの点
基点 L 舞鶴市字北田辺第 1 埠頭西北端
基点 M 舞鶴市字下安久漁港埠頭西北端から岸壁沿い東方 10 メートルの点
ヌ K から真方位 263 度 15 分 9 メートルの点
ネ K から真方位 344 度 00 分 75 メートルの点
ノ L から LM 見通線を基線として 281 度 15 分の線と M から ML 見通線を基線として
50 度 45 分の線との交点
ハ L から LM 見通線を基線として 295 度 00 分の線と M から ML 見通線を基線として
36 度 00 分の線との交点
ヒ L から LM 見通線を基線として 264 度 00 分の線と M から ML 見通線を基線として
12 度 45 分の線との交点
フ L から LM 見通線を基線として 246 度 10 分の線と M から ML 見通線を基線として
12 度 30 分の線との交点
へ L から真方位 234 度 30 分 80 メートルの点
ホ L から真方位 163 度 15 分 182 メートルの点
マ L から真方位 167 度 15 分 187 メートルの点
基点 N 舞鶴市字浜前島東北端
基点 O 舞鶴市字浜旧京都府漁連荷さばき所建物西北端
ミ N から真方位 150 度 45 分 20 メートルの点
ム N から真方位 98 度 45 分 50 メートルの点
メ N から真方位 70 度 30 分 46 メートルの点
モ N から真方位 55 度 00 分 12 メートルの点
ヤ N から真方位 5 度 45 分 27 メートルの点
ユ N から NO 見通線を基線として 248 度 15 分の線と O から ON 見通線を基線として
15 度 00 分の線との交点
ヨ N から NO 見通線を基線として 281 度 45 分の線と O から ON 見通線を基線として

32 度 00 分の線との交点
 ラ N から N0 見通線を基線として 322 度 30 分の線と 0 から ON 見通線を基線として
 24 度 30 分の線との交点
 リ N から N0 見通線を基線として 321 度 30 分の線と 0 から ON 見通線を基線として
 28 度 00 分の線との交点
 ル N から N0 見通線を基線として 352 度 00 分の線と 0 から ON 見通線を基線として
 14 度 00 分の線との交点
 レ N から N0 見通線を基線として 349 度 15 分の線と 0 から ON 見通線を基線として
 22 度 00 分の線との交点
 ロ N から N0 見通線を基線として 358 度 00 分の線と 0 から ON 見通線を基線として
 6 度 40 分の線との交点
 ワ N から N0 見通線を基線として 33 度 30 分の線と 0 から ON 見通線を基線として
 332 度 00 分の線との交点
 基点 P 舞鶴市字喜多所在の 4 等三角点喜多
 基点 Q 舞鶴市字松陰第 3 埠頭北東端
 基点 K 舞鶴市字松陰第 2 埠頭西側
 あ P から真方位 84 度 15 分 364 メートルの点
 い P から PQ 見通線を基線として 310 度 00 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 15 度 15 分の線との交点
 う P から PQ 見通線を基線として 310 度 30 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 18 度 00 分の線との交点
 え P から PQ 見通線を基線として 309 度 15 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 18 度 15 分の線との交点
 お P から PQ 見通線を基線として 309 度 30 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 19 度 45 分の線との交点
 か P から PQ 見通線を基線として 333 度 30 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 14 度 45 分の線との交点
 き P から PQ 見通線を基線として 350 度 30 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 7 度 47 分の線との交点
 く P から PQ 見通線を基線として 0 度 45 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 359 度 00 分の線との交点
 け P から PQ 見通線を基線として 359 度 00 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 1 度 15 分の線との交点
 こ P から PQ 見通線を基線として 5 度 45 分の線と Q から QP 見通線を基線として
 348 度 45 分の線との交点
 さ Q から真方位 318 度 45 分 456 メートルの点
 し Q から真方位 109 度 45 分 223 メートルの点
 す Q から QK 見通線を基線として 79 度 55 分の線と K から KQ 見通線を基線として
 313 度 15 分の線との交点
 せ Q から QK 見通線を基線として 51 度 10 分の線と K から KQ 見通線を基線として
 314 度 00 分の線との交点
 そ K から真方位 163 度 30 分 187 メートルの点
 基点 R 舞鶴市字佐波賀所在の 4 等三角点はな
 基点 S 舞鶴市字大波下所在の 3 等三角点袋谷
 た R から真方位 112 度 00 分 1,301 メートルの点
 ち R から RS 見通線を基線として 12 度 45 分の線と S から SR 見通線を基線として

348 度 30 分の線との交点
つ R から RS 見通線を基線として 13 度 15 分の線と S から SR 見通線を基線として
347 度 00 分の線との交点
て R から RS 見通線を基線として 13 度 45 分の線と S から SR 見通線を基線として
348 度 30 分の線との交点
と R から RS 見通線を基線として 15 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として
349 度 30 分の線との交点
な R から RS 見通線を基線として 2 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として
358 度 30 分の線との交点
に R から RS 見通線を基線として 1 度 45 分の線と S から SR 見通線を基線として
358 度 30 分の線との交点
ぬ R から RS 見通線を基線として 0 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として
359 度 30 分の線との交点
ね S から真方位 255 度 00 分 1,038 メートルの点
の S から真方位 254 度 45 分 1,003 メートルの点

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	はまぐり漁業		
	とりがい漁業		
	あさりがい漁業		
	おおのがい漁業		
	あかがい漁業		
	あかにしがい漁業		
第一種共同漁業	いたやがい漁業	1月1日から12月31日まで	
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	しゃこ漁業		
	餌虫漁業		
第一種共同漁業	かめので漁業	1月1日から12月31日まで	
	わかめ漁業		
	もずく漁業		
	てんぐさ漁業		
	のり漁業		
第一種共同漁業	ほんだわら漁業	2月1日から8月31日まで	
	雑魚小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業		
あなご筒漁業			
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	

3 関係地区

舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く。)

4 類似・新規の別

類似漁業権(現行免許どおり:京共第8号)

5 条件

なし

(その9)

1 公示番号
京共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江、字和江の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基23号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りウに至る線、ウと京共基25号を結んだ線、京共基24号とイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基23号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯35度30.89分、東経135度17.49分)

京共基24号 舞鶴市字蒲江小字太田1の2番地1号

(北緯35度28.80分、東経135度17.01分)

京共基25号 舞鶴市字和江、宮津市字石浦境界

(北緯35度29.41分、東経135度16.99分)

ア 京共基23号と京共基74号を結んだ線の中央点

(北緯35度30.94分、東経135度17.32分)

イ 京共基24号から真方位265度15分の線と対岸との交点

(北緯35度29.41分、東経135度17.08分)

ウ 京共基25号から真方位93度15分の線の由良川の中央点

(北緯35度29.41分、東経135度17.08分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 しじみがい漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざ落し網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江、字和江

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第9号）

5 条件

なし

(その 10)

1 公示番号
京共第 10 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字石浦、字由良の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 74 号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りイに至る線、イと京共基 25 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 23 号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯 35 度 30.89 分、東経 135 度 17.49 分)

京共基 25 号 舞鶴市字和江、宮津市字石浦境界

(北緯 35 度 29.41 分、東経 135 度 16.99 分)

京共基 74 号 宮津市字由良浜頭 1462 の 2 北東角

(北緯 35 度 30.98 分、東経 135 度 17.15 分)

ア 京共基 23 号と京共基 74 号を結んだ線の中央点

(北緯 35 度 30.94 分、東経 135 度 17.32 分)

イ 京共基 25 号から真方位 93 度 15 分の線の由良川中央点

(北緯 35 度 29.41 分、東経 135 度 17.08 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 しじみがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざ落し網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 10 号）

5 条件

なし

(その 11)

1 公示番号

京共第 11 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字由良、字脇、字小寺、字上司、字中津、字小田宿野、字島陰、字田井の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 74 号、補助点 F、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び京共基 28 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点 H、キ、ク及び基点 I の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点 J、ケ、コ、サ、シ及び基点 K の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基 23 号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯 35 度 30.89 分、東経 135 度 17.49 分)

京共基 28 号 宮津市字田井小字黒崎

(北緯 35 度 35.98 分、東経 135 度 15.21 分)

京共基 74 号 宮津市字由良浜頭 1462 の 2 北東角

(北緯 35 度 30.98 分、東経 135 度 17.15 分)

補助点 F 京共基 23 号から真方位 287 度 02 分 57 メートルの点

(北緯 35 度 30.90 分、東経 135 度 17.46 分)

ア 補助点 F から 真方位 18 度 15 分 2,500 メートルの点

(北緯 35 度 32.19 分、東経 135 度 17.97 分)

イ 京共基 26 号標柱から真方位 16 度 07 分 1,060 メートルの点

(北緯 35 度 32.52 分、東経 135 度 16.41 分)

ウ 京共基 73 号標柱から真方位 112 度 07 分 1,164 メートルの点

(北緯 35 度 33.01 分、東経 135 度 16.50 分)

エ 京共基 27 号標柱から真方位 93 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 33.56 分、東経 135 度 17.13 分)

オ 京共基 28 号標柱から真方位 43 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 36.37 分、東経 135 度 15.67 分)

カ 京共基 28 号標柱から真方位 324 度 12 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 36.42 分、東経 135 度 14.83 分)

基点 H 宮津市字小田宿野 1001 番地に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 9 度 36 分 38 秒 368.104 メートルの点)

基点 I 宮津市字小田宿野 1029 番地の 2 に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 15 度 50 分 27 秒 231.751 メートルの点)

キ H から真方位 269 度 16 分 40 メートルの点

ク I から真方位 269 度 16 分 40 メートルの点

基点 J 宮津市字小田宿野小字城山 1725 番地機崎に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 155 度 04 分 34 秒 425.450 メートルの点)

基点 K 宮津市字小田宿野小字ツナギ山 816 番地の 1 に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位 100 度 42 分 39 秒 1,077.179 メートルの点)

ケ J から真方位 141 度 00 分 300 メートルの点

- コ Kから真方位 204 度 13 分 474 メートルの点
- サ Kから真方位 208 度 11 分 144 メートルの点
- シ Kから真方位 168 度 09 分 110 メートルの点

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	はまぐり漁業	
	とりがい漁業	
	あさりがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
うに漁業		
かめのて漁業		
わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
いぎす漁業		
あかもく漁業	1月1日から3月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	雑魚のせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司、字銀丘、字中津、字小田宿野、字島陰、字田井

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第11号）

5 条件

なし

(その 12)

1 公示番号
京共第 12 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津湾

(2) 漁場の区域

次の京共基 28 号と京共基 36 号を結んだ線、京共基 29 号と京共基 30 号を結んだ線、京共基 31 号と京共基 100 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点宮津 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ及び基点宮津 3 を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基 28 号 宮津市字田井小字黒崎

(北緯 35 度 35.98 分、東経 135 度 15.21 分)

京共基 29 号 宮津市字文珠、字万年境界

(北緯 35 度 33.03 分、東経 135 度 11.26 分)

京共基 30 号 宮津市字文珠小天橋東南端

(北緯 35 度 33.09 分、東経 135 度 11.29 分)

京共基 31 号 宮津市字文珠小天橋地藏尊

(北緯 35 度 33.51 分、東経 135 度 11.17 分)

京共基 36 号 宮津市字日置、字里波見境界

(北緯 35 度 37.04 分、東経 135 度 14.27 分)

京共基 100 号 宮津市字文珠大天橋

(北緯 35 度 33.52 分、東経 135 度 11.20 分)

基点宮津 1 北緯 35 度 35 分 00.8 秒、東経 135 度 13 分 40.6 秒

ア 基点宮津 1 から真方位 156 度 32 分 269 メートルの点

イ 基点宮津 1 から真方位 181 度 44 分 300 メートルの点

ウ 基点宮津 1 から真方位 180 度 45 分 230 メートルの点

エ 基点宮津 1 から真方位 257 度 37 分 86 メートルの点

オ 基点宮津 1 から真方位 281 度 21 分 75 メートルの点

基点宮津 2 北緯 35 度 32 分 24.6 秒、東経 135 度 11 分 32.9 秒

カ 基点宮津 2 から真方位 294 度 45 分 13 メートルの点

キ 基点宮津 2 から真方位 26 度 36 分 27 メートルの点

ク 基点宮津 2 から真方位 98 度 51 分 120 メートルの点

ケ 基点宮津 2 から真方位 92 度 33 分 125 メートルの点

コ 基点宮津 2 から真方位 95 度 34 分 153 メートルの点

サ 基点宮津 2 から真方位 101 度 21 分 151 メートルの点

シ 基点宮津 2 から真方位 105 度 28 分 299 メートルの点

ス 基点宮津 2 から真方位 108 度 53 分 309 メートルの点

基点宮津 3 北緯 35 度 32 分 51.4 秒、東経 135 度 11 分 13.2 秒

セ 基点宮津 3 から真方位 134 度 35 分 417 メートルの点

- ソ 基点宮津3から真方位 131 度 07 分 366 メートルの点
- タ 基点宮津3から真方位 128 度 19 分 323 メートルの点
- チ 基点宮津3から真方位 125 度 11 分 264 メートルの点
- ツ 基点宮津3から真方位 122 度 15 分 201 メートルの点
- テ 基点宮津3から真方位 121 度 18 分 168 メートルの点
- ト 基点宮津3から真方位 118 度 05 分 130 メートルの点
- ナ 基点宮津3から真方位 117 度 00 分 69 メートルの点
- ニ 基点宮津3から真方位 109 度 52 分 27 メートルの点

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	はまぐり漁業	
	とりがい漁業	
	あさりがい漁業	
	あかがい漁業	
	みるくい漁業	
	あこやがい漁業	
	あかにしがい漁業	
	いたやがい漁業	
	たいらぎ漁業	
なまこ漁業		
たこ漁業		
うに漁業		
かめのて漁業		
わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
いぎす漁業		
あかもく漁業	1月1日から3月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	あなご筒漁業	
	雑魚のせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

	雑魚船びき網漁業	
	くろだい飼付漁業	6月1日から11月30日まで
	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字田井、字矢原、字獅子、字獅子崎、字波路、字鶴賀、字漁師、字魚屋、字宮村、字万年、字池ノ谷、字川向、字杉末、字文珠、字須津、字江尻、字日置

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第12号）

5 条件

なし

(その 13)

1 公示番号
京共第 13 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字文珠の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 32 号と京共基 33 号を結んだ線、京共基 29 号と京共基 30 号を結んだ線、
京共基 31 号と京共基 100 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 29 号 宮津市字文珠、字万年境界

(北緯 35 度 33.03 分、東経 135 度 11.26 分)

京共基 30 号 宮津市字文珠小天橋東南端

(北緯 35 度 33.09 分、東経 135 度 11.29 分)

京共基 31 号 宮津市字文珠小天橋地藏尊

(北緯 35 度 33.51 分、東経 135 度 11.17 分)

京共基 32 号 宮津市字文珠間潮鼻

(北緯 35 度 33.62 分、東経 135 度 11.12 分)

京共基 33 号 宮津市字文珠大天橋明神鼻

(北緯 35 度 33.75 分、東経 135 度 11.21 分)

京共基 100 号 宮津市字文珠大天橋

(北緯 35 度 33.52 分、東経 135 度 11.20 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 はまぐり漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 しらがい漁業 なまこ漁業 かめので漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 関係地区

宮津市字漁師、字文珠、字溝尻

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 13 号）

5 条件

なし

(その 14)

1 公示番号
京共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置
与謝海

(2) 漁場の区域

次の京共基 32 号と京共基 33 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、京共基 34 号と京共基 35 号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによ
って囲まれた区域を除く。

京共基 32 号 宮津市字文珠間潮鼻

(北緯 35 度 33.62 分、東経 135 度 11.12 分)

京共基 33 号 宮津市字文珠大天橋明神鼻

(北緯 35 度 33.75 分、東経 135 度 11.21 分)

京共基 34 号 宮津市字須津小字霞が口 2509 番地

(北緯 35 度 33.44 分、東経 135 度 09.80 分)

京共基 35 号 与謝郡与謝野町字岩滝小字野田野田川右岸

(北緯 35 度 33.57 分、東経 135 度 09.40 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 はまぐり漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 しらがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	いわし漁業 かれい漁業 ひらめ漁業 あじ漁業 ひいらぎ漁業 ぼら漁業 くろだい漁業 くろそい漁業 たなご漁業 しまいさき漁業 すずき漁業 こち漁業 このしろ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	さより漁業	4月1日から11月30日まで

	かに漁業 えび漁業 とらふぐ漁業 めばる漁業 めだい漁業 きす漁業	1月1日から12月31日まで
--	--	----------------

3 関係地区
宮津市字溝尻

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第14号）

5 条件
なし

(その 15)

1 公示番号
京共第 15 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 36 号、ア、イ、ウ及び京共基 38 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 36 号 宮津市字日置、字里波見境界

(北緯 35 度 37.04 分、東経 135 度 14.27 分)

京共基 38 号 宮津市、与謝郡伊根町境界

ア 京共基 36 号から真方位 144 度 12 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 36.61 分、東経 135 度 14.66 分)

イ 京共基 37 号から真方位 83 度 15 分 1,100 メートルの点

(北緯 35 度 37.34 分、東経 135 度 15.43 分)

ウ 京共基 38 号から真方位 193 度 15 分 1,800 メートルの点

(北緯 35 度 39.11 分、東経 135 度 16.23 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめのて漁業	
	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで
	いぎす漁業	
	あかもく漁業	1月1日から3月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	あなご筒漁業	

	雑魚のせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業 雑魚船びき網漁業 つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- 3 関係地区
宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第15号）
- 5 条件
なし

(その 16)

1 公示番号

京共第 16 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 38 号、ア、イ、ウ、エ及び京共基 41 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 38 号 宮津市、与謝郡伊根町境界

京共基 41 号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩)

(北緯 35 度 40.57 分、東経 135 度 18.05 分)

ア 京共基 38 号から真方位 193 度 15 分 1,800 メートルの点

(北緯 35 度 39.11 分、東経 135 度 16.23 分)

イ 京共基 39 号から真方位 163 度 15 分 1,300 メートルの点

(北緯 35 度 38.91 分、東経 135 度 17.94 分)

ウ 京共基 40 号から真方位 113 度 15 分 1,100 メートルの点

(北緯 35 度 39.53 分、東経 135 度 18.87 分)

エ 京共基 41 号から真方位 83 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 40.63 分、東経 135 度 18.71 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	にないがい漁業		
	とりがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
	のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
いぎす漁業			
ひじき漁業	1月1日から12月31日まで		
あかもく漁業	11月1日から翌年3月31日まで		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	

	いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 あなご筒漁業	
--	---	--

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第16号）

5 条件

なし

(その 17)

1 公示番号
京共第 17 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字大原、字新井、字泊、字津母の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 41 号、ア、イ、ウ及び京共基 43 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 41 号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩)

(北緯 35 度 40.57 分、東経 135 度 18.05 分)

京共基 43 号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界

(北緯 35 度 43.38 分、東経 135 度 17.34 分)

ア 京共基 41 号から真方位 83 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 40.63 分、東経 135 度 18.71 分)

イ 京共基 42 号から真方位 83 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 41.90 分、東経 135 度 19.07 分)

ウ 京共基 43 号から真方位 74 度 54 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 43.52 分、東経 135 度 17.98 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
いぎす漁業	1月1日から12月31日まで		
ひじき漁業			
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		

	いそうおもんどり漁業	
--	------------	--

- 3 関係地区
与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 17 号）
- 5 条件
なし

(その 18)

1 公示番号
京共第 18 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字本庄浜、字野室の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 43 号、ア、イ、ウ及び京共基 45 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 43 号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界

(北緯 35 度 43.38 分、東経 135 度 17.34 分)

京共基 45 号 与謝郡伊根町字本庄浜、字蒲入境界

(北緯 35 度 44.63 分、東経 135 度 15.79 分)

ア 京共基 43 号から真方位 74 度 54 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 43.52 分、東経 135 度 17.98 分)

イ 京共基 44 号から真方位 35 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 45.01 分、東経 135 度 16.84 分)

ウ 京共基 45 号から真方位 35 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 45.07 分、東経 135 度 16.17 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	わかめ漁業	2 月 1 日から 7 月 31 日まで	
	もずく漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで	
	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	のり漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	
	あらめ漁業	2 月 1 日から 8 月 31 日まで	
	えごのり漁業 いぎす漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで	
	ほんだわら漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	第二種共同漁業	いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第三種共同漁業		雑魚地びき網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 3 関係地区
与謝郡伊根町字本庄浜、字野室
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 18 号）
- 5 条件
なし

(その 19)

1 公示番号
京共第 19 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 45 号、ア、イ、ウ及び京共基 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 45 号 与謝郡伊根町字本庄浜、字蒲入境界

(北緯 35 度 44.63 分、東経 135 度 15.79 分)

京共基 47 号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋

(北緯 35 度 46.14 分、東経 135 度 14.00 分)

ア 京共基 45 号から真方位 35 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 45.07 分、東経 135 度 16.17 分)

イ 京共基 46 号から真方位 35 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 45.95 分、東経 135 度 15.67 分)

ウ 京共基 47 号から真方位 15 度 45 分 1,215 メートルの点

(北緯 35 度 46.77 分、東経 135 度 14.22 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
ひじき漁業			
あかもく漁業			
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで	

	いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	
--	--------------------------	--

- 3 関係地区
与謝郡伊根町字蒲入
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 19 号）
- 5 条件
なし

(その 20)

1 公示番号
京共第 20 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 京共基 46 号から真方位 20 度 22 分 1,908 メートルの点

(北緯 35 度 46.48 分、東経 135 度 15.72 分)

イ 京共基 46 号から真方位 28 度 08 分 3,257 メートルの点

(北緯 35 度 47.06 分、東経 135 度 16.30 分)

ウ 京共基 46 号から真方位 64 度 41 分 3,362 メートルの点

(北緯 35 度 46.29 分、東経 135 度 17.30 分)

エ 京共基 46 号から真方位 73 度 55 分 1,911 メートルの点

(北緯 35 度 45.80 分、東経 135 度 16.50 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第三種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 関係地区

与謝郡伊根町字蒲入

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 20 号）

5 条件

なし

(その 21)

1 公示番号

京共第 21 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 48 号、ア、イ及び京共基 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 47 号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋

(北緯 35 度 46.14 分、東経 135 度 14.00 分)

京共基 48 号 京丹後市丹後町袖志小字下清水

(北緯 35 度 46.25 分、東経 135 度 13.89 分)

ア 京共基 48 号から真方位 15 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.87 分、東経 135 度 14.11 分)

イ 京共基 47 号から真方位 15 度 45 分 1,215 メートルの点

(北緯 35 度 46.77 分、東経 135 度 14.22 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
第二種共同漁業	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	
	ひじき漁業		
	あかもく漁業		
	あおのり漁業		
	はばのり漁業		
第二種共同漁業	いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業		

- 3 関係地区
与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志
- 4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 21 号）
- 5 条件
なし

(その 22)

1 公示番号
京共第 22 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市丹後町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 48 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び京共基 57 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 48 号 京丹後市丹後町袖志小字下清水

(北緯 35 度 46.25 分、東経 135 度 13.89 分)

京共基 57 号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界

(北緯 35 度 43.10 分、東経 135 度 04.14 分)

ア 京共基 48 号標柱から真方位 15 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.87 分、東経 135 度 14.11 分)

イ 京共基 49 号標柱から真方位 353 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 47.40 分、東経 135 度 13.31 分)

ウ 京共基 49 号標柱から真方位 326 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 47.29 分、東経 135 度 12.96 分)

エ 京共基 50 号標柱から真方位 23 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.60 分、東経 135 度 12.14 分)

オ 京共基 51 号標柱から真方位 334 度 20 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.52 分、東経 135 度 10.85 分)

カ 京共基 52 号標柱から真方位 0 度 26 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.68 分、東経 135 度 08.86 分)

キ 京共基 53 号標柱から真方位 353 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.03 分、東経 135 度 07.96 分)

ク 京共基 53 号標柱から真方位 287 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.58 分、東経 135 度 07.30 分)

ケ 京共基 54 号標柱から真方位 328 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.31 分、東経 135 度 06.82 分)

コ 京共基 55 号標柱から真方位 330 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.18 分、東経 135 度 05.93 分)

サ 京共基 56 号標柱から真方位 310 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 44.79 分、東経 135 度 04.55 分)

シ 京共基 57 号標柱から真方位 338 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 43.70 分、東経 135 度 03.84 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業	
	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	ほんだわら漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 あおのり漁業 はばのり漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市丹後町、弥栄町、峰山町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第22号）

5 条件

なし

(その 23)

1 公示番号

京共第 23 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市網野町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 57 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び京共基 64 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 57 号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界

(北緯 35 度 43.10 分、東経 135 度 04.14 分)

京共基 64 号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端

(北緯 35 度 39.36 分、東経 134 度 56.99 分)

ア 京共基 57 号から真方位 338 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 43.70 分、東経 135 度 03.84 分)

イ 京共基 58 号から真方位 313 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.62 分、東経 135 度 02.33 分)

ウ 京共基 59 号から真方位 324 度 20 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.63 分、東経 135 度 01.78 分)

エ 京共基 60 号から真方位 333 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.39 分、東経 135 度 01.37 分)

オ 京共基 61 号から真方位 333 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.16 分、東経 134 度 58.80 分)

カ 京共基 62 号から真方位 313 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 41.41 分、東経 134 度 58.00 分)

キ 京共基 63 号から真方位 273 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 40.38 分、東経 134 度 57.04 分)

ク 京共基 64 号から真方位 330 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 39.92 分、東経 134 度 56.60 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業	1月1日から12月31日まで

	いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	きす・うしのした刺網漁業	4月1日から10月31日まで
	いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、浅茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第23号）

5 条件

なし

(その 24)

1 公示番号
京共第 24 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 64 号、ア、イ、ウ、エ、オ、京共基 72 号及び京共基 102 号の各点を順次に結んだ線、京共基 102 号から京共基 101 号に至る最大高潮時海岸線、京共基 101 号と京共基 67 号を結んだ線並びに京共基 67 号から京共基 64 号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 64 号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端

(北緯 35 度 39.36 分、東経 134 度 56.99 分)

京共基 67 号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角

(北緯 35 度 38.91 分、東経 134 度 54.06 分)

京共基 72 号 京都府、兵庫県境界地先の平岩中央

(北緯 35 度 39.51 分、東経 134 度 52.07 分)

京共基 101 号 京丹後市久美浜町大向水戸口突端

(北緯 35 度 38.89 分、東経 134 度 53.96 分)

京共基 102 号 京都府、兵庫県境界

(北緯 35 度 39.47 分、東経 134 度 52.05 分)

ア 京共基 64 号から真方位 330 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 39.92 分、東経 134 度 56.60 分)

イ 京共基 65 号から真方位 332 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 39.62 分、東経 134 度 55.70 分)

ウ 京共基 67 号から真方位 358 度 15 分 1,300 メートルの点

(北緯 35 度 39.62 分、東経 134 度 54.04 分)

エ 京共基 71 号から真方位 25 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 40.25 分、東経 134 度 53.09 分)

オ 京共基 72 号から真方位 353 度 45 分 1,500 メートルの点

(北緯 35 度 40.31 分、東経 134 度 51.96 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	かめのて漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えごのり漁業	5月1日から9月30日まで
	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた漁業	4月1日から7月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 あなご筒漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第24号）

5 条件

なし

(その 25)

1 公示番号
京共第 25 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次のアを中心として半径 200 メートルの線によって囲まれた区域

京共基 67 号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角

(北緯 35 度 38.91 分、東経 134 度 54.06 分)

ア 京共基 67 号から真方位 25 度 15 分 1,600 メートルの点

(北緯 35 度 39.70 分、東経 134 度 54.52 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほんだわら漁業	

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 25 号）

5 条件

なし

(その 26)

1 公示番号
京共第 26 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次のアを中心として半径 300 メートルの線によって囲まれた区域

京共基 71 号 京丹後市久美浜町字旭黒崎突角

(北緯 35 度 39.66 分、東経 134 度 52.75 分)

ア 京共基 71 号から真方位 22 度 15 分 1,800 メートルの点

(北緯 35 度 40.56 分、東経 134 度 53.21 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほんだわら漁業	

3 関係地区
京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 26 号）

5 条件
なし

(その 27)

1 公示番号
京共第 27 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

久美浜湾

(2) 漁場の区域

次の京共基 68 号と京共基 69 号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 68 号 京丹後市久美浜町大向ヒデ 1589 番地の久美浜街道第 1 曲角標杭
(北緯 35 度 38.54 分、東経 134 度 53.95 分)

京共基 69 号 京丹後市久美浜町湊宮石垣角
(北緯 35 度 38.55 分、東経 134 度 54.03 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 にないがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 おおのがい漁業 しじみがい漁業 あかがい漁業 いたやがい漁業 たいらぎ漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もずく漁業	5 月 1 日から 12 月 31 日まで
	おごのり漁業	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
第五種共同漁業	いわし漁業 かれい漁業 ひらめ漁業 あじ漁業 ひいらぎ漁業 ぼら漁業 くろだい漁業 くろそい漁業 しまいさき漁業 すずき漁業 はぜ漁業 こち漁業 このしろ漁業 うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	さより漁業 かに漁業 えび漁業 さば漁業 さっぱ漁業 いしだい漁業 いしもち漁業 かわはぎ漁業 あいご漁業 ぶり漁業 いか漁業 きす漁業 あかえい漁業	
--	---	--

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 27 号）

5 条件

なし

第2 存続期間

令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

第3 免許予定日

令和6年1月1日